

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成20年9月18日(2008.9.18)

【公開番号】特開2007-101688(P2007-101688A)

【公開日】平成19年4月19日(2007.4.19)

【年通号数】公開・登録公報2007-015

【出願番号】特願2005-288780(P2005-288780)

【国際特許分類】

G 02 F 1/1339 (2006.01)

G 02 F 1/1345 (2006.01)

G 02 F 1/13 (2006.01)

【F I】

G 02 F 1/1339 5 0 5

G 02 F 1/1345

G 02 F 1/13 1 0 1

【手続補正書】

【提出日】平成20年8月4日(2008.8.4)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

対向配置された一対の基板と、

前記両基板を貼り付けるために前記両基板の表示領域外の外周に沿って設けられたシール材と、

前記両基板間に配置された液晶層と、

一方の基板に設けられた電源供給部から他方の基板の対向電極へ対向電圧を印加するために前記両基板間の表示領域外に設けられた導電性の柱部材と、

を備えた液晶表示装置において、

前記シール材における前記両基板のギャップが前記表示領域におけるギャップより大きく設定され、

前記シール材は、前記柱部材の位置において前記両基板の内周側に迂回して配され、

前記迂回部分における前記何れかの基板の高さとそれ以外の部分における前記基板の高さに差を設け、前記迂回部分の高さを前記他の部分より低くすること

を特徴とする液晶表示装置。

【請求項2】

前記シール材の他の部分における前記何れかの基板に膜を積層して、前記迂回部分と段差を設ける

ことを特徴とする請求項1記載の液晶表示装置。

【請求項3】

前記シール材の迂回部分における前記一方の基板の一部を除去して、前記他の部分と段差を設ける

ことを特徴とする請求項1記載の液晶表示装置。

【請求項4】

前記シール材は、高さを維持するためフィラーを含む

ことを特徴とする請求項1記載の液晶表示装置。

【請求項 5】

前記何れかの基板がアレイ基板である
ことを特徴とする請求項1記載の液晶表示装置。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

本発明に係る発明は、対向配置された一対の基板と、前記両基板を貼り付けるために前記両基板の表示領域外の外周に沿って設けられたシール材と、前記両基板間に配置された液晶層と、一方の基板に設けられた電源供給部から他方の基板の対向電極へ対向電圧を印加するために前記両基板間の表示領域外に設けられた導電性の柱部材と、を備えた液晶表示装置において、前記シール材における前記両基板のギャップが前記表示領域におけるギャップより大きく設定され、前記シール材は、前記柱部材の位置において前記両基板の内周側に迂回して配され、前記迂回部分における前記何れかの基板の高さとそれ以外の部分における前記基板の高さに差を設け、前記迂回部分の高さを前記他の部分より低くすることを特徴とする液晶表示装置である。